

計量法施行規則第136条第4項の規定に基づく電磁的記録媒体の種類を定める規程
(第1版)

平成27年◆月◆日

独立行政法人製品評価技術基盤機構
認定センター

目次

第1章 総則

第1条 目的

第2条 上位根拠法令等

第2章 電磁的記録媒体の種類

第3条 電磁的記録媒体の種類

計量法施行規則第136条第4項の規定に基づく電磁的記録媒体の種類を定める規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、計量法(平成4年法律第51号、以下「計量法」という。)の規定に基づき、独立行政法人製品評価技術基盤機構(以下「機構」という。)が特定計量証明事業を行う者の認定等及び計量器の校正等の事業を行う者の登録等の手続きにおいて、機構に提出する電磁的記録媒体の種類について必要な事項を定めることを目的とする。

(上位根拠法令等)

第2条 この規程の上位根拠法令等は、次の各号に掲げるものをいう。

- 一 計量法
- 二 計量法施行令(平成5年政令第329号)
- 三 計量法施行規則(平成5年通商産業省令第69号。以下「施行規則」という。)

第2章 電磁的記録媒体の種類

(電磁的記録媒体の種類)

第3条 施行規則第136条第4項の規定に基づき機構が別に定める電磁的記録媒体は、次のとおりとする。

- 一 JIS X0606及びX6282に適合する直径120ミリメートルの光ディスク
- 二 JIS X6235及びX6249又はX6235及びX6252に適合する直径120ミリメートルの光ディスク

附則

(施行期日)

この規程は、計量法施行規則の一部を改正する省令附則第一条本文の規定の施行の日から施行する。